## 旅費規程

昭和35年6月1日制定 昭和42年5月28日改正 昭和48年5月27日改正 昭和53年5月25日改正 昭和59年5月20日改正 昭和60年5月20日改正 平成4年5月10日改正 平成26年5月11日改正 令和6年5月12日改正

第1条 この規程は一般社団法人熊本県放射線技師会の会務遂行のため旅行する者に支給する旅費に 関し必要な事項を定める。

第2条 旅行命令権者は会長とし、会長の場合は常務理事会とする。

第3条 旅行者には必要に応じて旅費、日当、宿泊料を支給する。

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費の実費を支給する。但し、 会務上の必要性または天災その他やむを得ない事晴により最も経済的な通常の経路または方法によっ て旅行し難い場合には、その時によった経路及び方法によって支給する。

第5条 日当は1日につき1,000円を支給する。

第6条 宿泊料は1夜につき13,000円を支給する。

第7条 旅費の支給については予算額を勘案し、打ち切り旅費として支給することができる。その方 法は旅行命令権者とする。

第8条 その他の事項について疑義を生じた場合は、常務理事会において決定する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。
- 2 本規程は、平成26年5月11日より施行する。
- 3 本規程は、令和6年5月12日より施行する。